平成30年度 第2回

江 田 島 市 農 業 委 員 会 議 事 録

江 田 島 市 農 業 委 員 会

平成30年度第2回江田島市農業委員会議事録

日 時	平成30年5月29日 14時00分	場所	農村環境改善センター
出席委員	1 下河内 昭博 2 中福 留美 3 前田 榮子 4 中下 雅敏 5 山田 隆見 6 村上 浩司 7 田中 正彦 8 清水 正子 9 大段 幸雄		
欠席委員			
出席者総数	出席委員 9名 欠席委員 0名		
その他出席者	事務局長 松岡 弘倫 書記 奥原 芽衣 書記 久保 彰裕 書記 大松 義彦		
議事録署名委員	6 村上 浩司 7 田中 正彦		
提出議題	議事 議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第8号 非農地証明の申請について 議案第9号 農用地利用集積計画の決定について 議案第10号 江田島市農地利用最適化推進委員の辞任に関する 同意について 協議事項 ・大柿町の農地利用最適化推進委員の追加募集について ・農地等相談会について ・島川等相談会について ・6月の農業委員会総会の日程変更について ・辻推進委員の入院について ・能美町の推進委員の委嘱について ・農地利用最適化推進委員会について ・農地利用最適化推進委員候補者評価委員会について		

平成30年度第2回江田島市農業委員会総会次第

1 開 会

事務局長

それでは、定刻になりましたので、ただいまから、平成30年度第2回江田島市農業委員会総会を開会いたします。本日の総会出席者数は、中福委員は遅れて来られるということですので、9名中欠席者0名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による出席委員が過半数を超えていますので、本総会は成立することを報告いたします。

それでは、最初に会長がご挨拶を申し上げます。

議長

こんにちは。今回は第2回の農業委員会ということですが、先般、広島県の 農業委員会の会議がありまして、出席をしました。6月にまた別の会議があり、 出席してほしいということだったんですけれども、まずは先般の会議で資料を 頂きましたので、この場で回覧させていただきます。県がどのようなことをし ているか、また昨年の会議でどのようなことをしたかということを伝える内容 になっておりますので、農業委員皆で目を通していただけたらと思います。な お、前回の会議では呉と江田島と東広島市でブロック分けをされており、この 3市のなかで役職の分担を行いました。また、来月からは農地等相談会を開催 します。来月の広報で各地区へ周知をして実施したいと思いますので、宜しく お願いします。以上です。では、宜しくお願いします。

2 議事録署名者の指名について

議長

それでは、議事録署名者の指名について、今回は、6番の村上委員と、7番の 田中委員を指名させていただきます。なお、書記に松岡事務局長、奥原書記、 久保書記、大松書記を指名いたします。

3 諸 報 告

議長

それでは、日程第3の諸報告ですが、事務局のほうから何かありますか。

事務局長

はい。先月、所用で欠席しておりましたが、この4月から、農業委員会事務 局の一員になられました、大松さんをご紹介させていただきます。

大松書記

大松です。4月から再任用として雇われまして、農業委員会の一員となることになりました。宜しくお願いします。

議長

それでは、日程第4の議案第6号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明をしてもらいます。

4 議事

事務局長 お手元に、現地確認チェックシート及び現地写真をお配りしていますので、 併せてご覧ください。 番号1。譲渡人●●●●。住所、兵庫県伊丹市 ____。譲受人▲▲▲▲。 住所、大柿町。所在地、大柿町飛渡瀬。地番、○○番○。 地目、台帳、田。現況、畑。面積、319 ㎡。地番、○○番○。地目、台帳、田。 現況、畑。面積、34 ㎡。 申請理由は譲渡で、譲受人は「住居に隣接しており、利便性が高いため、譲 り受ける」ということでした。 以上のことから、この申請は適正であると思います。ご審議をお願いいたし ます。 この1番の案件について、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。 議長 大柿町の村上です。5月17日に、事務局と飛渡瀬の推進委員さんと現地確認 村上委員 を行いました。5 ページの地図を見てもらいましたら、▲▲さんの家の隣とい うことで、近いところにあります。すでに管理もされており、問題ないと思い ますので、宜しくお願いします。 他に、ご意見、ご質問はございますか。 議長 意見・質問なしの声あり。 委員 議長 ないようでしたら、この1番の案件につきまして、許可することに異議あり ませんか。 委員 異議なしの声あり。 議長 全員許可することに異議がないということですので、許可といたします。次 をお願いします。 番号2と番号3が関連した案件ですので、続けて説明させていただきます。 委員 番号 2。譲渡人●●●●。住所、大柿町____。譲受人▲▲▲▲。住所、 広島市 。所在地、江田島町江南 。地番、○○番○。地目、 台帳、田。現況、畑。面積、443 ㎡。地番、○○番○。地目、台帳、田。現況、 地番、○○番○。地目、台帳及び現況ともに、畑。面積、234 m²。 申請理由は譲渡で、譲受人は「田舎暮らしのため、住居と併せて譲り受ける」 ということでした。 続きまして、番号3。貸人■■■■。住所、能美町。借人▲▲▲▲。 住所、広島市____。所在地、能美町鹿川___。地番、〇〇番〇。地 目、台帳、田。現況、畑。面積、692 m²。

申請理由は使用貸借で、借人は「オリーブ栽培のため、借り受ける」という

ことでした。

以上のことから、この申請は適正であると思います。ご審議をお願いいたします。

議長

この2番と3番の案件について、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。担当委員が不在なので、事務局のほうからお願いいたします。

事務局長

2番の案件につきまして事務局のほうから説明させていただきます。5月17日に、中福農業委員と、江南の担当の推進委員さんと事務局で、現地の確認を行いました。現地は江南で、元々は譲受人の▲▲さんが空き家を購入されるという目的で農地を買われましたが、空き家の周りの農地だけでは下限面積に到達していなかったため、併せてもう1つの農地を使用貸借されたという形です。また、▲▲さんは、こちらに完全に住所を移されるという形ではないのですが、週末等に来られて、とりあえずオリーブを植えて、農業をして田舎暮らしをしたいということだそうです。家はかなり古い住居なんですが、そちらも手をいれて直されるとのことでした。一応、▲▲さんと●●さんのほうにも、推進委員さんから連絡をしていただき、間違いないということでした。事務局のほうでは、支障はないと判断しました。

議長

では、3番について、田中さんからお願いします。

田中委員

能美町の田中です。書かれている通りなんですけど、1 つだけ質問させてください。この人は何歳ぐらいの方なんですか。

事務局長

この方は、まだ35歳です。

田中委員

ぜひとも、今後は市に住んでいただき、頑張っていただきたいと思います。

議長

他に、ご意見、ご質問ございませんか。

中下委員

はい。この件については、全部条件をクリアしていますので、異論はありません。事務局に個人的に質問したいことがあります。最近の農業新聞に、よく農地が付随した宅地の記事が出ています。農地が付随している宅地となりますと、江田島市でも農地法の申請に係るところがありますので、気になっています。よその市町村では5年継続して住居を移さなければならない等、付帯条件をつけながら1アールぐらいから農地を取得できるという事例があるそうです。事務局では、そういった内容を調べているかを聞かせてください。

事務局長

はい。昨年から、中下委員にはご意見を頂いておりますけれども、県内では、 世羅町と神石高原町がそういったやり方をされているそうです。ただ、全国的 にも、まだ30か40かという自治体しか、やっておられないそうです。 中下委員

しかし、今挙げられた市町村よりも、江田島市のほうが都市圏に近いので、必要性はあると思います。また、世羅町は本業としての農業が盛んなので、そこまで必要に迫られていないかもしれませんが、江田島市の場合は、勤めながらでもできるような、兼業の農業が多くなるような傾向があるのではないでしょうか。事務局は忙しいとは思うんですけども、どういった条件で、そういったところをクリアされている市町村があるか、若干調べていただきたいと思います。

事務局長

はい。できれば県内で実施をされている市町の事例をお伺いしまして、問題点を含めて、江田島市として独自の条件を設けるべきなのか、今年度中に方向性を決めたいと思います。また、必要であれば、そういった市町村に内容を伺うこともありかと思いますので。去年から中下委員に意見をいただきまして、私自身もすごく気になっているところではありますし、農地だけの問題ではなく、空き家の問題も解決できる、という両方のメリットもあります。実施すること自体は、すごく意味があることだと考えておりますので、事務局のほうで調査して、なんとか、江田島市としても実施できるような方向にしたいと考えております。

中下委員

お忙しいでしょうが、宜しくお願いします。その他は問題ありません。

議長

その他は問題ありませんか。

山田委員

すいません。こちらの案件は、宅地も含めて、10 アール未満が条件ということになりますか。

事務局長

いえ、宅地は含めません。2番と3番の面積を合わせて10アールになっています。

山田委員

2件を合わせてということだったんですね。わかりました。

議長

他には、いかがでしょうか。

委員

意見・質問なしの声あり。

議長

全員許可することに異議がないということですので、許可とします。次をお 願いします。

事務局長

番号 4。譲渡人●●●●。住所、能美町____。譲受人▲▲▲▲。住所、能美町____。所在地、能美町高田____。地番、○○番○。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、253 ㎡。

申請理由は譲渡で、譲受人は「住居に隣接しており、利便性が高いため、譲り受ける」ということでした。

以上のことから、この申請は適正であると思います。ご審議をお願いいたします。

議長

この4番の案件につきまして、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

田中委員

能美町の田中です。今、事務局から説明があったとおりです。宜しくお願い します。

議長

他に、ご質問ございませんか。

委員

意見・質問なしの声あり。

議長

ないということですので、この4番の案件につきまして、許可することに異 議ありませんか。

委員

異議なしの声あり。

議長

全員許可することに異議がないということでございますので、許可とします。 次をお願いします。

事務局長

番号 5。譲渡人●●●●。住所、能美町____。譲受人▲▲▲▲。住所、広島市____。所在地、沖美町岡大王____。地番、○○番○。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、141 ㎡。地番、○○番。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、484 ㎡。

申請理由は譲渡で、譲受人は「故郷での帰農のため、住居と併せて、譲り受ける」ということでした。

以上のことから、この申請は適正であると思います。ご審議をお願いいたします。

議長

この5番の案件について、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

下河内 委員

はい。沖の下河内です。記載通りですので、宜しくお願いします。

議長

他にご意見ご質問はございませんか。

委員

意見・質問なしの声あり。

議長

ないということですので、この 5 番の案件につきまして、許可することに異 議ありませんか。 委員

異議なしの声あり。

議長

全員許可することに異議がないということですので、許可とします。以上で、 3条の審議を終わりまして、議案第7号の農地法5条の許可申請につきまして、 事務局から説明をお願いします。

事務局長

番号1。譲渡人、持分3分の1、●●●●。住所、呉市_____。持分3分の1、▲▲▲▲。住所、沖美町____。持分3分の1、■■■■。住所、兵庫県西宮市____。譲受人◆◆◆◆、住所、沖美町___。所在地、沖美町三吉____。地番、○○番○。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、199㎡。申請理由は譲渡で、譲受人は「自己居住用住宅用地として、譲り受ける」ということでした。2階建、延べ床面積142.42㎡の住宅を建設予定です。以上のことから、この申請は適正であると思います。ご審議をお願いいたします。

議長

この1番の案件について、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

清水委員

沖美町の清水です。旧道沿いにあります、郵便局の隣のほうに、家が立てられるような区画が3つあります。そのなかで1番手前の道路側の区画が駐車場で、あとの2つは最終的に家が建つかもしれないという状態です。真ん中の区画が申請地になります。きれいになっていますので、許可をいただければ、すぐにでも着工できるのではないかと思います。宜しくお願いします。

議長

はい。他に、ご意見、ご質問はございませんか。

委員

意見・質問なしの声あり。

議長

ないということですので、この1番の案件につきまして、許可することに異 議ありませんか。

委員

異議なしの声あり。

議長

全員許可することに異議がないということですので、許可とします。次、お願いします。

事務局長

番号 2 と番号 3 は、関連した案件ですので、続けて説明させていただきます。 番号 2。譲渡人●●●●。住所、能美町____。譲受人▲▲▲▲。住所、 能美町____。所在地、能美町中町____。地番、○○番。地目、台 帳、田。現況、畑。面積、754 ㎡。地番、○○番。地目、台帳、田。現況、畑。 面積、825 ㎡。

申請理由は譲渡で、譲受人は「現在の業務地が手狭となったため、駐車場及

び資材置き場として譲り受ける」ということでした。 駐車場 10 台分を整備予定 です。 続きまして、番号 3。譲渡人■■■■。住所、能美町____。譲受人▲▲ ▲▲。住所、能美町____。所在地、能美町中町___。地番、○○番 ○。地目、台帳、田。現況、畑。面積、1,162 m²。 申請理由は譲渡で、譲受人は「現在の業務地が手狭となったため、駐車場及 び資材置場として譲り受ける」ということでした。駐車場10台分を整備予定で 以上のことから、この申請は適正であると思います。ご審議をお願いいたし ます。 これらの案件について、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。 議長 田中委員 能美町の田中ですが、申請書のとおりです。宜しくお願いします。 議長 他に、ご意見、ご質問はございませんか。 委員 意見・質問なしの声あり。 議長 ないということでございますので、この2番と3番の案件につきまして、許 可することに異議ありませんか。 委員 異議なしの声あり。 議長 全員異議がないということですので、許可とします。以上で、5条の審議を 終わりまして、議案第8号、非農地証明の申請について、事務局から説明をし てもらいます。 番号1。申請人住所、沖美町 。氏名●●●。所在地、沖美町是 事務局長 長。地番、○○番。地目、台帳、畑。現況、原野。面積、359 m²。地番、 ○○番。地目、台帳、畑。現況、原野。面積、485 m²。地番、○○番○。地目、 台帳、畑。現況、原野。面積、446 ㎡。所在地、字 。地番、○○番。 地目、台帳、畑。現況、原野。面積、88 m²。 申請理由は、「平成 11 年頃に柑橘類の栽培を目的に父親が取得したが、手入 れを行わず、現在は雑木林になっている」ということでした。地目変更のため 申請するものです。5月11日に、大段会長、下河内委員、是長の担当の推進委 員及び事務局で現地確認を行いました。 ご審議をお願いします。 議長 この案件について、農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

沖の下河内です。申請通り間違いありませんので、よろしくお願いします。

下河内

委員 他に、ご意見、ご質問ございませんか。 議長 委員 意見、質問なしの声あり。 ないようでしたら、この案件につきまして、許可することに異議ありません 議長 か。 委員 異議なしの声あり。 全員異議がないということですので、許可とします。以上で、非農地証明の 議長 の審議を終わりまして、議案第9号の、農地利用集積計画の決定について、事 務局から説明をお願いします。 番号1から7まで続けて説明させていたします。 事務局長 番号 1、利用権を設定する農用地、大字、江田島町幸ノ浦____。現況地 目、畑。面積、211 ㎡。利用権を設定する者。住所・氏名、広島市 ●●●●。権利の種類、所有権。権利の設定を受ける者、住所・氏名、広島 市・・・・。▲▲▲▲。設定する利用権、利用権の種類。賃貸借権。利用権 の内容、畑。始期、平成30年6月1日。終期、平成35年6月30日。期間は5 年1ヵ月です。新規の案件です。 続きまして、番号 2、利用権を設定する農用地、大字、江田島町幸ノ浦。。 現況地目、畑。面積、410 ㎡。利用権を設定する者。住所・氏名、広島市 ●●●●。権利の種類、所有権。権利の設定を受ける者、住所・氏名、広島 市 。▲▲▲▲。設定する利用権、利用権の種類。賃貸借権。利用権 の内容、畑。始期、平成30年6月1日。終期、平成35年6月30日。期間は5 年1ヵ月です。新規の案件です。 続きまして、番号3、利用権を設定する農用地、大字、江田島町幸ノ浦。 現況地目、畑。面積、217 ㎡。利用権を設定する者。住所・氏名、広島市____、 ●●●●。権利の種類、所有権。権利の設定を受ける者、住所・氏名、広島 市 。▲▲▲▲。設定する利用権、利用権の種類。賃貸借権。利用権 の内容、畑。始期、平成30年6月1日。終期、平成35年6月30日。期間は5 年1ヵ月です。新規の案件です。 続きまして、番号4、利用権を設定する農用地、大字、江田島町宮ノ原。 現況地目、畑。面積、172 ㎡。利用権を設定する者。住所・氏名、江田島

> 続きまして、番号 5、利用権を設定する農用地、大字、江田島町宮ノ原___。 現況地目、畑。面積、278 ㎡。利用権を設定する者。住所・氏名、江田島

日。期間は9年7ヵ月です。新規の案件です。

町____、■■■■。権利の種類、所有権。権利の設定を受ける者、住所・氏名、大柿町___。◆◆◆◆。設定する利用権、利用権の種類。賃貸借権。利用権の内容、畑。始期、平成30年6月1日。終期、平成39年12月31

町 、■■■■。権利の種類、所有権。権利の設定を受ける者、住所・ 氏名、大柿町____。◆◆◆◆。設定する利用権、利用権の種類。賃貸借 権。利用権の内容、畑。始期、平成 30 年 6 月 1 日。終期、平成 39 年 12 月 31 日。期間は9年7ヵ月です。新規の案件です。 続きまして、番号6、利用権を設定する農用地、大字、江田島町宮ノ原。。。 現況地目、畑。面積、697 ㎡。利用権を設定する者。住所・氏名、江田島 町 、■■■■。権利の種類、所有権。権利の設定を受ける者、住所・ 氏名、大柿町 。◆◆◆◆。設定する利用権、利用権の種類。賃貸借 権。利用権の内容、畑。始期、平成30年6月1日。終期、平成39年12月31 日。期間は9年7ヵ月です。新規の案件です。 続きまして、番号7、利用権を設定する農用地、大字、能美町高田 現況地目、田。面積、1,198 ㎡。利用権を設定する者。住所・氏名、能美 町 、△△△△。権利の種類、所有権。権利の設定を受ける者、住所・ 氏名、能美町。□□□□。設定する利用権、利用権の種類。使用貸 借権。利用権の内容、果樹。始期、平成30年6月1日。終期、平成40年12月 31日。期間は10年7ヵ月です。新規の案件です。

議長

この案件につきまして、皆さんの意見を伺いたいと思いますが、何かございますか。

以上で、説明を終わります。

事務局長

一応、事務局から補足で説明をさせていただきます。1番から3番の、案件につきましては先月の▲▲さんの案件で権利設定が出ていたと思うんですけれども、事務手続き上、1番と2番については●●さんから印鑑を頂くのが1ヶ月ほど遅れた関係で、今月提出されております。そのため、先月の案件と同じ箇所で、▲▲さんが植えられて、畑をされております。4番から6番につきましては、◆◆さんといわれる方がドライフルーツを作られておりまして、会社を建てられて、江田島市の果実を売り込まれている方なんですが、このたび、ご自身で農地を借りられて、レモンを栽培されるそうです。そのレモンを、まだドライフルーツとして使われるということでした。7番は、今まで□□さんが耕作されている農地の隣が△△さんの畑なんですが、△△さんはもう自分で耕作されないということで、□□さんが併せて借りられるという案件です。以上で説明を終わります。

議長

このたびの申請につきまして、ご意見があればお願いします。

中下委員

4 番につきましては話を聞いておりますが、■■さんに了解をいただいておりまして、間違いないということだそうです。

議長

他にご意見がないようでしたら、この計画につきまして、決定することに異 議ありませんか。 委員

意見なしの声あり。

議長

全員異議がないということですので、決定とします。以上で農地利用集積計画についてを終わりまして、議案第10号、江田島市農地利用最適化推進委員の辞任に関する同意について、事務局から説明をお願いします。

事務局長

平成30年4月30日付けで、大柿町担当の、農地利用最適化推進委員さんから、辞任届が提出されました。一身上の都合ということなのですが、理由としては、ご本人が体調不良をきたしておられまして、また、介護が必要なご家族も抱えておられるということでした。ご本人がこれ以上無理をして活動をされますと、ご家族の面倒も見られなくなるような状況で、農作業についても医者から止められたというような理由でしたので、会長に理由をお伝えして、体調面でのお話なので、無理をするというのは難しいのではないかというところで、この度の辞任届を受理させていただいております。

議長

なにかご意見はございますか。

山田委員

この辞められた推進委員さんの後に、役を継がれる方はおられますか。

議長

今、大柿町のほうの推進委員さんに話をして、次の候補者を探してもらうようにはしております。この度辞められた委員さんの地区の人がいないかということで、今探していただいている状態です。

中下委員

辞任に関しては、体調面ということですので、仕方ないのではないでしょうか。

議長

そうですね。ですので、こちらの案件については全員異議がないということ で、辞任に同意とします。

全員異議がないということですので、意見なしとします。続きまして、日程 第5の協議事項に入ります。事務局から何かありますか。

5 協議事項

事務局長

- ・大柿町の農地利用最適化推進委員の追加募集について
- ・農地等相談会について
- ・6月の農業委員会総会の日程変更について
- ・辻推進委員の入院について
- ・能美町の推進委員の委嘱について
- ・農地利用最適化推進委員候補者評価委員会について

6 その他

議長

他に何かございますか。ないようでしたら、本日の総会はこれで終了いたします。